

4月1日(金)から 教育文化振興課社会体育担当の業務窓口 及び直通の電話番号が変わります

教育文化振興課の社会体育担当が、中央公民館からB & G海洋センターに移転します。
ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

■窓口／B & G海洋センター

■直通電話／☎992-1291

介護保険料

後期高齢者医療保険料

特別徴収（年金天引き）について

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、一定条件の年金を受給されている方からは、年金からの天引き（特別徴収）により納めていただいています。

4・6・8月の年金から特別徴収させていただく方に、下記のとおりお知らせします。

なお、納付書・口座振替による納付（普通徴収）の方には、7月に納入通知書を送付します。

介護保険料の特別徴収について

4・6・8月に特別徴収を行う方に、「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付します。これは、2月に特別徴収した額及び昨年度の保険料をもとに、特別徴収する保険料額を算出したものです。

10・12・2月に行う特別徴収については、9月にお知らせします。

後期高齢者医療保険料の特別徴収について

【4月から特別徴収が始まる方】

4月上旬に「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付します。これは、昨年度の保険料をもとに、4・6・8月の年金から特別徴収する保険料額を算出したものです。

【昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方】

昨年7月に「特別徴収開始通知書（本算定）」でお知らせしたとおり、4・6・8月の保険料は、今年2月の特別徴収額と同額を特別徴収させていただきます。

【保険料のお支払い方法の変更について】

後期高齢者医療保険料を特別徴収で納めていただいている方は、高齢福祉担当に申出書を提出し、金融機関に口座振替依頼書を提出することで、保険料のお支払い方法を口座振替に変更することができます。

お支払い方法を変更するには2カ月程度かかるため、お早めに手続きをお願いします。（介護保険料のお支払い方法の変更は認められておりません。）

※申出書・口座振替依頼書は高齢福祉担当で配布しています。